

高齢者施設・事業所等管理者 様

福島県保健福祉部長

(公印省略)

介護従事者の濃厚接触者に対する外出自粛要請の緩和について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対策につきましては、皆様の格段の御理解と御尽力をいただいております、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほかから通知（「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について（令和4年3月16日付け事務連絡、令和4年7月26日一部改正））がありました。

つきましては、別添厚生労働省通知について御理解いただき、貴施設・事業所等における適切な対応に御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 別添厚生労働省通知の概要

医療従事者に対する対応を参考に、新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所している高齢者施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）であって外部からの応援職員の確保が困難な施設に限り、入所者に必要なサービスが提供されるための緊急的な対応として、濃厚接触者となった介護従事者が、一定の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、介護に従事することができる。

なお、実際の適用に当たっては、別添厚生労働省通知の【要件】及び【注意事項】をよく御確認ください。